



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

広島陵北ロータリークラブ

- The Weekly Report -

～ クラブのテーマ ～

こころゆたかなロータリアン

～ 本年度会長方針 ～

感謝の心と 情熱を

奉仕を通じて
平和を
田中作次
2012-13年度
国際ロータリー会長

第1072回例会 2013年5月29日 No.1043号

■ 会長時間



会長 下田 敬三

皆さんこんにちは、お客様ようこそお越し下さいました。どうぞごゆっくりとお過ごし下さい。本日は、大変お忙しい中、広島東税務署から西本和仁様、好井淳浩様にお出で頂きまして、「平成25年度税制改正について」お話をさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。気仙沼南ロータリークラブから、「東北子ども復興支援プロジェクト」に参加して2710地区の皆さんに、素晴らしい企画、心温まるお世話頂き、子供達は、楽しかったと、大変喜び、大きな元気をもらって帰りましたと、子供達のお礼の言葉が届きましたので、回覧致します。先日開催されました、「ロータリー世界平和フォーラム広島」に、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブから多くの新世代の若い人たちが参加してくれました。そこで、新会員もおられますので、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブについてお話を致します。インターアクト・クラブは、12歳から18歳までの若人で構成されたクラブで、ローターアクト・クラブは、18歳から30歳の青年男女を対象に構成されたクラブです。目的は、指導力養成、他人への思いやり、道徳と人権尊重等を養成する。いずれも、ロータリークラブにより提唱され、地区ガバナーにより確認され、RIの承認を得て設立される。尚、提唱ロータリークラブは指導、助言、監督の責任をもっている。とされています。以上会長時間と致します。

今回の例会(6月5日)	次回の例会(6月12日)
来賓卓話 本谷 裕一様	会員卓話 6月誕生会員

出席報告 (例会運営委員会)	来客者紹介 (親睦家族委員会)	幹事報告 (瀬川幹事)
5月29日(水)出席者 会員総数 47名 出席会員 35名 欠席会員 12名 ご来賓 2名 ご来客 1名 ゲスト 0名	5月29日(水)出席者 広島RC 1名	■例会変更 ・広島西南RC 「最終夜間例会」6月18日(火) 18:30～ ※同日変更 「休会」6月25日(火) ■お知らせ ・6月会費のご案内をボックス配布希望の方のみに配布していますので、ご確認の上お持ち帰り下さいますようお願いいたします。郵送ご希望の方には本日発送いたします。 ・6月例会よりクールビズを適用します。 ■ロータリーレート ・6月より1ドル100円です。

SMILE BOX
.....:SMILE BOX

下田敬三 会員
 本日は広島東税務署 資産課税審理専門官西本和仁様、法人課税審理専門官好井淳浩様にはお忙しい中お越しいただきまして卓話をお願いしています。どうかよろしくお願ひいたします。

下田敬三 会員
 中学一年生の孫娘が広島城写生大会で金賞を受けました。昨日の中国新聞に掲載されました。

堀江正憲 会員
 最近子供の食物アレルギーが話題になっています。5月30日(木)広島テレビ、テレビ派！でPM4:50～長井先生の取材、インタビューでお話をします。

当日計

3,000円

累計

798,000円

【例会】 毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】下田 敬三 【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F 【TEL】082-221-4894
 【幹事】瀬川 長良 【ホームページ】http://www.ryohoku-rc.jp/ 【FAX】082-221-4870

来 賓 卓 話

平成25年度税制改正について

広島東税務署 資産課税審理専門官 **西本 和仁** 様 (写真左)
法人課税審理専門官 **好井 淳浩** 様 (写真右)

《個人所得課税》

所得税の最高税率の見直し

●格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から現行の所得税の税率構造に加えて課税所得4,000万円超について、45%の税率を設けます。[平成27年分の所得税から適用します]



日本版ISAの創設及び金融所得課税の一体化の拡充

●家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点から、最大500万円の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする日本版ISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を創設します。[平成26年1月1日から適用します]

●税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、金融所得課税の一体化を拡充し、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とします。[平成28年1月1日から適用します]

《資産課税》

相続税の基礎控除の引き下げ及び税率構造の見直し等

●バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。[平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します]

●相続税の基礎控除の引き下げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。[平成27年1月1日(「居住用宅地の適用案件の緩和・柔軟化」については、平成26年1月1日)以後の相続・遺贈について適用します]

贈与税の見直し

●高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和の見直しを行います。

●相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行います。[平成27年1月1日以後の贈与について適用します]

～ 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし ～

制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人(30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(祖父母など)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合(以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます)には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出资额※1から教育資金支出額※2(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします)を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税抛出资额」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額(1,500万円を限度とします)をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。